

「東広島市次世代育成支援行動計画 後期計画」の進捗状況（H24年度～H25年度）

参考資料1

★：後期計画の拡充施策、※：再掲（他の箇所にも掲載されている施策）

1. 妊娠出産期における保護者と子どもへの支援の充実【妊娠・出産期】

(1) 母と子の健康の確保

妊娠・出産期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、高まる支援ニーズに対応した支援内容・体制の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指標	実績値			実績値		
1	パパママ学級 [こども家庭課]	・妊娠・出産・育児等の情報を妊婦とその配偶者へ提供することで、夫婦が協力し、安心して育児に取り組めるよう支援します。	こども家庭課	・ニーズも高く、参加希望者も多いため、実施場所、回数等を検討し継続して実施するとともに、受講できなかったケースは、家庭訪問などを実施します。	継続 総合福祉センター11回、黒瀬保健福祉センター2回実施。	A	161	継続		236
				受講組数	344			総合福祉センター11回実施予定。		
2	マタニティ講座 [こども家庭課]	・小児科医師による育児講演会を行い、妊婦の育児不安の解消を図ります。 ・マタニティミュージックをとり入れ、心身の安定を図ります。	こども家庭課	・参加者の動向を踏まえ、実施回数等の検討を行います。	胎教ベビーマッサージ講座に変更し、2回実施した。	B	10	新規		940
				受講人数	24			胎教ベビーマッサージ講座に変更し、2回実施予定。		
3	母親学級 [こども家庭課]	・初妊婦を対象に妊娠・出産・育児に対する知識を提供し、不安軽減に努めます。 ・妊婦同士の仲間づくりを通して、母子ともに健やかな成長を促します。 ・母親学級のつどいと同時開催も実施し、妊婦が赤ちゃんとのふれあいを体験することで、母親となる自覚を促進します。	こども家庭課	・ニーズも高く、参加希望者も多いため、実施場所、回数等を検討し継続して実施します。また、受講できなかったケースは、家庭訪問などを実施します。	継続 総合福祉センター11コース、黒瀬保健福祉センター1コース実施。	A	212	継続		363
				受講人数（実人数）	205			総合福祉センター11コース実施予定。		
4	母親学級のつどい [こども家庭課]	・母親同士の悩みを互いに解決するため、母親学級受講者に、再度仲間づくりの場を提供します。 ・育児相談を開催し、健やかな子どもの成長と母親の心身の安定を促します。	こども家庭課	・母親学級の1プログラムとして、継続して実施します。	継続 母親学級にあわせて実施。	A	44	継続		34
				参加組数	149			母親学級にあわせて実施予定。		
5	妊婦健康診査 [こども家庭課]	・妊婦と胎児の健康管理を図るために、健康診査の公費補助を実施します。	こども家庭課	・平成22（2010）年度末までの14回の公費補助について、継続実施を要望しつつ、制度の継続に向けて努力します。	継続 妊婦健康診査14回、検査1回、子宮頸がん検査1回、妊婦歯科健診1回、クラミジア検査1回公費補助。	A	161,874	継続		176,682
				健診総数（一般）	27971					
				健診総数（歯科）	723					

★6	家庭訪問 [こども家庭課]	・妊産婦・新生児の家庭訪問による保健指導を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ・妊娠・出産・子育てに際し、何らかの問題が起こる可能性の高い家庭を早期に把握し、個別対応することで育児不安を軽減し、適切な養育ができるよう支援します。	こども家庭課	・平成21（2009）年度から実施している「乳児家庭全戸訪問事業」の訪問率の向上を図ります。 ・「未熟児訪問」の専門技術の精度向上を図ります。 ・支援を必要とするケースが増加しているため、関係機関との連携を図りながら支援を実施します。	拡充 「乳児家庭全戸訪問事業」について、母子保健訪問指導員を1名増員し、訪問率の向上を図った。 「未熟児訪問」については、研修やケース会議等によりスタッフの資質の向上を目指す。 医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図った。	A	15,614	継続 「乳児家庭全戸訪問事業」について訪問率の向上を図る。 「未熟児訪問」については、研修やケース会議等によりスタッフの資質の向上を目指す。 医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図っていく。	16,798
				訪問数	4908				
★7	産科医療の充実 [健康増進課]	・産科・周産期医療の体制の充実を図るため、地域周産期母子医療センターを整備するとともに、産婦人科・小児科等の医師確保を図ります。	健康増進課	・平成23（2011）年の独立行政法人国立病院機構東広島医療センターでの地域周産期母子医療センター供用開始に向けて準備を進めるとともに、産婦人科・小児科等の医師確保を図ります。	継続 独立行政法人国立病院機構東広島医療センターの外來診療棟内に開設された周産期部門の初年度運営費（開設後1年間）の補助を行った（平成24年度は11か月分）。	A	257,584	継続 各種補助事業等（継続）産科救急医療確保支援事業補助金、〈新規〉救急当直医療確保支援事業補助金及び〈新規〉初期臨床研修奨励金を活用することにより医師確保を図る。	24,853
				地域周産期母子医療センターの設置	1				

（2）就労支援

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側の子育て支援施策への積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く意欲のある女性への再就職を支援します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H24			
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)	
					取組内容	評価		取組内容	評価		
					指 標	実績値		評価	実績値		評価
8	雇用対策の推進 [産業振興課]	・企業に潜在する求人の発掘と求職者の就職機会の創出を図るため、企業と求職者の対面形式による就職ガイダンス(合同企業面接会)を開催します。 ・求職者の円滑な就職活動を支援するため、就職活動に役立つ知識やノウハウを身につける就職支援講習会を開催します。 ・市役所のロビーなどにおいて、広域的な求人情報を提供します。	産業振興課	・若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施します。	継続		A	2,137	継続		2,153
				就職ガイダンス〈若年者対象〉 参加人数	284						
				若年者就職支援講習会 参加人数	-						

9	職業能力の向上 [産業振興課]	・関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。	産業振興課	・求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。	継続		110	継続		211
				求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援した。	B					
				女性対象就職支援セミナー参加人数				23		
				若年者就職支援講習会参加人数				-		
★10	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課]	・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立った制度・慣行の見直しが図られ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。	人権推進課	・家庭生活等における男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会やセミナーなどを通じて啓発に努めます。	拡充		1,237	継続		1,119
				男女共同参画のまちづくり講演会などの各種講演会を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開設した。	A					
				広報紙への特集記事の掲載回数（年度）				1		
				講演会、セミナーの開催回数				14		
				講演会、セミナーなどの参加人数				1266		
			男女共同参画に関する図書コーナーの設置館数	4					291	
			産業振興課	・国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。	継続		135	継続		
				女性対象就職支援セミナー参加人数	23	B				
				セミナー、講演会の参加者数	52					
			職員課	・事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。	継続		-	継続		-
				特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行った。	B					
				部分休業取得者数				21人		
				育児短時間勤務職員数	20人					

2. 乳幼児期を安心して健やかに過ごすための子育て支援施策の充実【乳幼児期】

(1) 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長・発達のために、健康診査において子どもの発育・発達の確認を行い、子どもと親の心身の健康づくりを支援するとともに、小児救急医療の情報の周知を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25				
					実施方針		評価	事業費(千円)	実施方針		評価	事業費(千円)
					取組内容	実績値			取組内容	実績値		
				指 標								
★11	乳幼児健康診査 [こども家庭課]	・乳幼児に対する健康診査を行い、運動発達の遅れ、整形外科的・内科的疾患の早期発見に努めます。 ・適切な育児相談・栄養相談を行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。	こども家庭課	・乳幼児の健康増進や育児不安の解消、適切な生活習慣の確立を目指し、内容やスタッフの充実を図りながら、継続して実施します。	継続		A	33,690	継続		36,971	
					集団健診は、総合福祉センター、黒瀬保健福祉センター、あぎつ世代間交流センターで、乳幼児健診を実施していく。個別健診は、乳児健診2回及び集団健診の精密検査を実施した。	集団健診は、総合福祉センター、黒瀬保健福祉センター、あぎつ世代間交流センターで、乳幼児健診を実施していく。個別健診は、乳児健診2回及び集団健診の精密検査を実施する。						
					受診率（3～4か月）	96.8%						
					受診率（1歳6か月）	95.1%						
					受診率（3歳）	93.3%						
12	健診事後教室（パオパオくらぶ他） [こども家庭課]	・健診後、言葉や発達の遅れなど、経過観察の必要な子どもに対して、集団での関わりを通じて個々の成長を促すとともに、親に対しては、子どもの成長発達に応じたよりよい育児ができるように支援します。	こども家庭課	・発達障害児等の早期発見・早期対応を図るため、必要に応じて、内容の検討や参加人数の調整を行い、継続して実施します。	継続		A	710	継続		928	
					市内、3箇所（西条、黒瀬、福富）で継続実施する。西条町では、1歳6か月・3歳児と2クラスを1回／月実施し、他2町では混合のクラスを1回／月としている。これらの他、音楽療法の教室は、安芸津地区で2回／月実施。	市内、3箇所（西条、黒瀬）で継続実施する。西条では、1歳6か月・3歳児と2クラスを1回／月実施し、黒瀬では1歳6か月クラスを1回／月としている。これらの他、音楽療法の教室は、安芸津で2回／月実施する。						
					延べ参加人数	377						
13	子育てヘルパー派遣事業 [こども家庭課]	・児童の養育について支援が必要な世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を行うことにより、養育上の諸問題の解決及び軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援します。	こども家庭課	・乳幼児健診や家庭訪問事業を通じて、支援が必要な世帯を早期発見し、家庭の養育力の育成及び向上を支援します。	継続		A	588	継続		777	
					・児童の養育について支援が必要な世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を行い、家庭の養育力の育成及び向上を支援した。	・児童の養育について支援が必要な世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を行い、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。						
					認定件数	19						
				訪問延件数	196							

★6※	家庭訪問 [こども家庭課]	・妊産婦・新生児の家庭訪問による保健指導を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ・妊娠・出産・子育てに際し、何らかの問題が起こる可能性の高い家庭を早期に把握し、個別対応することで育児不安を軽減し、適切な養育ができるよう支援します。	こども家庭課	・平成21（2009）年度から実施している「乳児家庭全戸訪問事業」の訪問率の向上を図ります。 ・「未熟児訪問」の専門技術の精度向上を図ります。 ・支援を必要とするケースが増加しているため、関係機関との連携を図りながら支援を実施します。	拡充 「乳児家庭全戸訪問事業」について、母子保健訪問指導員を1名増員し、訪問率の向上を図った。 「未熟児訪問」については、研修やケース会議等によりスタッフの資質の向上を目指す。 医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図った。	A	15,614	「乳児家庭全戸訪問事業」について、母子保健訪問指導員を1名増員し、訪問率の向上を図る。 「未熟児訪問」については、研修やケース会議等によりスタッフの資質の向上を目指す。 医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図っていく。	16,798
				訪問数	4908				
★14	予防接種 [こども家庭課]	・ポリオ・BCG・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・風疹・麻疹・日本脳炎などの予防接種を行います。	こども家庭課	・感染症予防を図るため、各予防接種の接種率の向上を目指し、接種啓発を図ります。	継続 H23年1月より、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの公費負担が開始され、今年度も継続した。	A	417,164	今年度より定期予防接種に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに加え、BCGの集団接種を廃止し、全て個別接種として実施する。	387,411
				接種率（BCG）	99.6%				
				接種率（MR（2期））	95.5%				
15	離乳食教室（モグモグ教室） [こども家庭課]	・乳児を持つ母親に対して、早い時期から食事の大切さを理解できるよう学習の場を提供します。 ・口腔機能の発達に応じた摂食のあり方や口腔の健康について情報を提供し、歯科衛生の向上を図ります。	こども家庭課	・3か月児健診時に集団指導を実施していますが、離乳食指導はその後の具体的な体験教室と位置づけており、乳児期からの食育の推進を図ります。	継続 総合福祉センター7回、黒瀬保健福祉センター2回、福富保健福祉センター2回、河内保健福祉センター1回、あきつ世代間交流センター1回の計13回実施。	A	420	総合福祉センター8回、黒瀬保健福祉センター2回、福富保健福祉センター2回、河内保健福祉センター1回、あきつ世代間交流センター1回の計14回実施予定。	299
				参加組数	194				
16	母子栄養相談事業（親子クッキング教室） [こども家庭課]	・親子で食事作りを楽しむ機会をつくり、幼児期からの食体験を通じて、親子と家族、仲間や地域との関わりを深めて子どもの健やかな心と体の発達を促します。	こども家庭課	・実施場所、回数等を検討し継続して実施するとともに、幼児期からの食育の推進を図ります。	継続 総合福祉センターなど市内8箇所計19回実施。	A	162	縮小 総合福祉センターなど市内6箇所計14回実施予定。	189
				参加組数	88				
17	食育の推進 [保育課・指導課]	・保育所・幼稚園において、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。 ・保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	保育課	・広島県食育推進計画に基づき、市の推進計画策定に向けて検討し、継続的に推進していくことが出来る体制を整備します。	継続 広島県食育推進計画及び東広島市食育推進計画に基づき、各保育所ごとに食育の推進を図った。 ・農業体験、クッキング、歯科検診	B	2,793	広島県食育推進計画及び東広島市食育推進計画に基づき、各保育所ごとに食育を推進する。 ・農業体験、クッキング、歯科検診	2,696
				食育の取り組み報告	-				
			指導課	・市主催の生涯学習フェスティバルで食育ブースを開設し、食の大切さについて参加者へ啓発します。	継続 食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発した。	B	43	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。	51
				生涯学習フェスティバル食育フェア参加人数(約)	675				

18	救急医療の充実と情報提供 [健康増進課]	・休日夜間の初期救急患者及び小児初期救急患者のための在宅当番医制を実施するとともに、情報を提供します。	健康増進課	・東広島地区医師会等の協力を得ながら事業を継続して実施します。	継続		52,232	継続		46,309
				診療日数	365	A		東広島地区医師会等の協力を得て診療を実施した。 広報紙等を通じて市民に情報提供した。	東広島地区医師会等の協力を得て診療を実施する。 広報紙等を通じて市民に情報提供する。	
				延べ患者数	12,424					
19	乳幼児医療公費負担 [こども家庭課]	・乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児の健やかな育成を図るため、乳幼児が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。	こども家庭課	・窓口や広報等で制度周知の徹底を図りつつ継続して実施します。	継続		311,048	継続		329,395
				受給者数(3月末現在)	11,947	A		継続実施。窓口や広報等で制度内容の周知の徹底を図った。	継続実施。窓口や広報等で制度内容の周知の徹底を図る。	
★20	子ども手当制度 [こども家庭課]	・次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、手当を支給します。	こども家庭課	・窓口や広報等で制度周知の徹底を図るとともに、国の制度改正等に対応して実施します。	継続		3,567,640	継続		3,576,451
				改正児童手当法に基づき、「児童手当」として実施。	A	改正児童手当法に基づき、「児童手当」として実施。				
				受給者数(2月末現在)		15,585				
				対象児童数(2月末現在)	26,684					

(2) 保育サービスの充実

保育所適正配置基本構想に基づき、将来における地域毎の保育ニーズの過不足の見通しを踏まえ、施設の整備を推進するとともに、認定こども園をはじめとした多様な保育サービスの充実を図ります。

また、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にしたい保育の質や教育内容の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所と小学校の連携を促進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		評価	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	実績値		取組内容	実績値	
★21	通常保育 [保育課]	・保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育します。 ・保育所適正配置基本構想に基づき、人口増加の可能性が高い地域については、新たな施設の整備を検討するとともに、既存施設との整合を図ります。	保育課	・保育所適正配置基本構想に基づき、新設、民営化、統廃合を行いながら、待機児童の解消に努めます。	継続			拡充		
					待機児童解消のため、定数増を伴う施設整備への補助及び公立保育所民営化等の定員増に向けた調整を実施した。	・私立保育園整備補助⇒定員35人増 ・公立保育所の定数増⇒30人増	B	2,745,919	待機児童解消のため、定数増を伴う施設整備への補助及び公立保育所民営化に向けた調整等を実施する。	2,971,154
					【目標事業量】 保育所定員数	4285			・私立保育園整備補助⇒定員20人増 ・公立保育所民営化⇒定員10人増 ・公立保育所の定数減⇒20人減 ・私立保育所の新設⇒120人増	
					実施施設	45				
					在籍児童数 (3月現在)	4168				

目標事業量:通常保育事業定員数			
0～2歳児	3～5歳児	合計	
平成21年度	1,150人	2,900人	4,050人
	↓	↓	↓
平成26年度	1,233人	2,937人	4,170人

★22	延長保育 [保育課]	・認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行います。 目標事業量:延長保育事業 定員数 実施施設数 平成21年度 2,020人 18箇所 ↓ ↓ 平成26年度 2,545人 22箇所	保育課	・平成21（2009）年度までの利用実績やニーズ調査の結果を踏まえて、平成22（2010）年度以降の廃止・拡充を検討します。 ・平成23（2011）年4月から新設予定の民間保育所での実施や公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。	継続 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行った。 ・私立保育園⇒定員35人増 【目標事業量】 延長保育定員数 2520 実施施設 22 延べ利用人数 46402	B	82,823	拡充 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行う。 ・私立保育園⇒2施設・定員280人増 ・公立保育所⇒2施設・定員70人増	98,739
★23	一時保育 [保育課]	・普段、家庭において子どもを保育している保護者の病気等の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育します。 目標事業量:一時保育事業 日数 実施施設数 平成21年度 26,600人日/年 19箇所 ↓ ↓ 平成26年度 28,000人日/年 20箇所	保育課	・平成21（2009）年度までの利用実績やニーズ調査の結果を踏まえて、平成22（2010）年度以降の廃止・拡充を検討します。 ・平成23（2011）年4月から新設予定の民間保育所での実施や公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。	継続 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行った。 【目標事業量】 一時保育日数 26,600 実施施設 19 延べ利用人数 7537	B	12,717	拡充 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行う。 ・私立保育園⇒2施設増 ・公立保育所⇒1施設減	17,190
★24	特定保育 [保育課]	・保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な乳幼児に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。 目標事業量:特定保育事業 定員数 実施施設数 平成21年度 14人 3箇所 ↓ ↓ 平成26年度 15人 3箇所	保育課	・ニーズを踏まえて、公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。	継続 ニーズを踏まえて保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけた。 【目標事業量】 特定保育定員数 16 実施施設 2 延べ利用人数 106	A	540	拡充 ニーズを踏まえて保育園を新設する事業者に対して実施を働きかける。 ・私立保育園⇒1施設増	1,350
★25	休日保育 [保育課]	・日曜日・祝日に、保護者が就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育します。 目標事業量:休日保育事業 定員数 実施施設数 平成21年度 - - ↓ ↓ 平成26年度 150人 1箇所	保育課	・ニーズを踏まえて、公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。	継続 ニーズを踏まえて保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけた。 【目標事業量】 休日保育定員数 0 実施施設 0 延べ利用人数 0	B	0	拡充 ニーズを踏まえて保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、自園に限らず市域全域からの受入れが可能となるよう調整を図る。 ・私立保育園⇒1施設・定員160人増	1,997

★26	病児・病後児保育 [保育課]	・病気の児童を一時的に保育所・病院等において保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行います。	目標事業量:病児・病後児保育 日数 <table><tr><th colspan="4">病児・病後児</th></tr><tr><th>体調不良型</th><th>対応型</th><th colspan="2">合計</th></tr><tr><td>平成21年度</td><td>2,240</td><td>1,120</td><td colspan="2">3,360</td></tr><tr><td></td><td>↓</td><td>↓</td><td colspan="2">↓</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>3,360</td><td>1,680</td><td colspan="2">5,040</td></tr></table>	病児・病後児				体調不良型	対応型	合計		平成21年度	2,240	1,120	3,360			↓	↓	↓		平成26年度	3,360	1,680	5,040		保育課	・1か所の新設に向けて検討を行うとともに、体調不良児対応型で実施する私立保育園に補助を行います。	地域のニーズや現状を踏まえ、1か所の新設に向けて検討を行った。また、既存施設の改修により、定員を増加した。 ・病児病後児保育：定員4人⇒6人	B	17,965	地域のニーズや現状を踏まえ、病児・病後児保育施設1か所の新設に向けて検討を行うとともに、体調不良児対応型保育の実施を新設の保育園等へ働きかける。 ・体調不良児対応型保育 私立保育園⇒2施設増	25,646
				病児・病後児																													
				体調不良型	対応型	合計																											
				平成21年度	2,240	1,120	3,360																										
					↓	↓	↓																										
				平成26年度	3,360	1,680	5,040																										
				【目標事業量】 体調不良型保育日数 (単位：人日／年)	2,240																												
				体調不良型保育 実施施設	1																												
				体調不良型延べ利用人数	281																												
【目標事業量】 病児・病後児対応型保育日数 (単位：人日／年)	1,680																																
病児・病後児対応型保育 実施施設	1																																
病児・病後児対応型 延べ利用人数	557																																
★27	認定こども園の設置 促進 [保育課]	・児童の健全な育ちの保障と待機児童解消のため、保育所適正配置基本構想に基づいて、認定こども園設置に向けて働きかけを行うとともに、開設にあたっての側面的な支援を行います。	保育課	・私立幼稚園の認定こども園認定に対して支援を行うとともに、幼稚園がない地域における保育所の認定こども園化についても検討します。	継続		B	0	私立幼稚園に対して、幼保連携型の認定こども園設置に向けて働きかけを行う。 ・協議中⇒1施設	134,510																							
				認定こども園箇所数	2																												
28	幼稚園での預かり保育 [学事課]	・子育て支援等の観点から、通常の教育時間の終了後などに、地域の状況や保護者の要望に応じて希望する児童を対象に保育を行います。	学事課	・公立幼稚園における実施について、人員配置や環境整備等の課題の検討を引き続き行います。	継続		C	0	・公立幼稚園における実施について、人員配置や環境整備等の課題の検討を引き続き行います。	0																							
				-	-	-																											
29	私立幼稚園就園奨励費 [学事課]	・私立幼稚園の保護者の経済的負担軽減や公・私立幼稚園間の負担格差是正のため、私立幼稚園児の保護者に対して、所得状況に応じて保育料の減免を行い、減免分を幼稚園設置者に補助します。 ※公私で保育料に差がある幼稚園とは異なり、保育所の保育料は各世帯毎に公私の別なく所得税額等の状況に応じて決定します。	学事課	・引き続き、私立幼稚園児の保護者に対し、所得状況に応じ保育料の減免を行い、減免分を幼稚園設置者に補助します。	継続		A	141,765	引き続き、幼稚園設置者が私立幼稚園児の保護者の所得状況に応じて保育料の減免をした場合、減免分を幼稚園設置者に補助します。	167,504																							
				就園奨励補助人数	1505																												

★30	保育内容・幼児教育の充実 [保育課・指導課]	・集団生活における子ども一人ひとりの発達・個性に合わせ、主体的な遊び・学びを通して人間形成を行い、社会で生きるための基礎を養います。 ・安心して子どもを預けられる保育所・幼稚園を目指し、研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。 ・保育内容・幼児教育の充実に向けて、幼稚園・保育所・小学校間の連携を図ります。	保育課	・研修参加を継続するとともに、取り組み課題を整理し、さらに保育内容の充実、職員の専門性の向上を図ります。	継続	A	510	保育士の専門職としての知識や技術を高め、保育の質向上につなげるため、各種研修への参加を促進した。	継続	464
				研修取組み報告	18					
			指導課	・公立幼稚園教職員の指導力向上を図るために、年2回の幼稚園研修の充実を図ります。 ・小1プロブレムの解消に向けて、全市的な幼保小連携の充実を図ります。	継続			継続		
				幼稚園研修の実施	2	A	35	幼稚園研修の実施、保幼小連携を推進する地域（御園宇幼稚園と八本松幼稚園の地域）における取り組みとその成果の普及を行う。		18
				幼保小連携の実施	30					
31	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） [こども家庭課]	・ショートステイ：保護者が疾病等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に保育を行います。 ・トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により夜間や休日における子どもの養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを施設に通所させ、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等を行います。	こども家庭課	・制度周知を図りつつ、児童の養育困難時のセーフティーネット（安全網）として継続して実施します。	継続	B	158	児童養護施設広島新生学園（東広島市）及び広島乳児院・修道院（広島市）に委託し、一時的に養育が困難となった児童の施設入所により支援を実施。	継続	341
				【目標事業量】 ショートステイ実施施設数	2					
				ショートステイ利用延日数	12					
				【目標事業量】 トワイライトステイ実施施設数	2					
				トワイライトステイ利用延日数	10					
		目標事業量:ショートステイ 実施施設数 平成21年度 2箇所 ↓ 平成26年度 2箇所	目標事業量:トワイライトステイ実施施設数 平成21年度 2箇所 ↓ 平成26年度 2箇所							

（３）地域における子育て支援サービスの充実

地域の子育て支援における基幹型子育て支援センターと地域子育て支援センターの役割・機能の充実を図るとともに、子育てをしているすべての家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指 標	実績値			実績値		
★32	基幹型子育て支援センターの運営 [保育課]	・地域における子育て支援の中核施設として、高度な相談機能を有する基幹型子育て支援センターを運営します。 ・本センターにおける機能として、相談業務のほか、地域子育て支援センターなど、相談機関間の連絡調整や子育て情報の一元的提供を実施します。	保育課	・子育て支援機能全体を体系的に整理するとともに、役割分担を明確にして運営します。	継続	A	3,497	継続		3,497
				実施施設数	1					

★33	地域子育て支援センターの運営 [保育課] 目標事業量:地域子育て支援拠点事業実施施設数 平成21年度 ひろば型 2箇所 センター型 10箇所 合計 12箇所 平成26年度 ひろば型 11箇所 センター型 3箇所 合計 14箇所	・子育てで不安に対する相談・指導等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ・多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、相談機能の高度化を図り、関係機関との連携をよりいっそう進めます。 ・子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に3歳未満児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供します。 ・子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	保育課	・平成22（2010）年度以降の子育て支援施設の配置について検討します。また、平成23（2011）年度新設予定の保育所へ1箇所併設するとともに、保育所や認定こども園の設置に合わせて、拡充を検討します。	継続		B	53,193	地域バランスを考慮し、地域子育て支援センターの適正な配置を検討する。 また、公立保育所の民営化に伴い、地域子育て支援施設の設置を促進する。 ・私立保育園⇒ひろば型1施設増		58,977	
				【目標事業量】 実施施設（ひろば型）	8							
				【目標事業量】 実施施設（センター型）	5							
				延べ利用人数		59,167						
34	児童館的機能の充実 [保育課]	・地域との連携のもと、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図ります。 ・既存の児童館に加え、市中心部における児童館的機能の充実について検討します。	保育課	・児童館に限らず子育て支援施設すべてを含めた市としての子育て支援施設のあり方を検討します。	継続		B	28,569	市内中心部における児童館的機能の充実のため、継続運営。（児童館は0歳から18歳まで、児童館的機能施設は3歳から小学校低学年までの子どもが対象） また、子育て支援施設のあり方を検討した。		42,984	
				利用児童数（黒瀬）	15141							
				利用児童数（安芸津）	8,794							
				利用児童数（プランコ）	8,821							
★35	ファミリーサポートセンターの運営 [こども家庭課]	・子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助けあいを行う仕組みを運営します。 目標事業量: ファミリーサポートセンター事業 事業所数 平成21年度 1箇所 ↓ 平成26年度 1箇所	こども家庭課	・さらなる事業の周知を図り、提供会員を確保するとともに、ひとり親家庭等に優先して提供会員を調整する等、ひとり親家庭等の利用支援を実施します。	継続		A	6,518	センターの運営と、提供会員の増加及び資質向上のための研修会を実施。また、ひとり親家庭等に優先して提供会員を調整する等、ひとり親家庭等の利用支援を実施。		7,205	
				【目標事業量】 実施施設数	1							
				登録会員数（内、ひとり親）	645							
				利用件数（年間）	2844							
36	母子保健推進員活動 [こども家庭課]	・育児教室・育児相談、乳幼児健診介助、家庭訪問などの活動を通じ、地域における母性及び乳幼児の保健に関する問題点を把握し、適切な保健サービスを受けられるよう支援します。	こども家庭課	・母子保健推進員が設置されている地区だけでなく、各地域で展開されている特色のある子育て支援活動と母子保健推進員活動を連携させ、市全体をカバーする活動として実施します。	継続		A	1,953	各設置地区において、健診介助、育児教室、親子クッキングや健診事後教室の兄弟の託児、家庭訪問などの活動の実施予定。		2,346	
				家庭訪問数	673							

37	育児相談・育児教室 [こども家庭課]	・市民の身近な場で、育児相談を実施します。 ・母と子の交流と学習を促進する場として、各地域で育児教室を開催します。	こども家庭課	・育児不安を軽減するため、相談体制を見直しながら、相談窓口の拡充、内容の充実を図るよう調整を行います。	縮小		1,810	継続		1,956
					地域のニーズ等に応じて、内容を検討し、実施。 育児相談 11箇所、96回 育児教室 9箇所、39回	A				
				育児相談参加者数	6316					
				育児教室参加者数	1,053					
★38	保育所における子育て支援の推進 [保育課]	・園庭開放を充実させ、地域との交流を促進させます。 ・公立保育所に子育て支援担当者を配置し、相談機能の高度化を図るとともに、出前講座制度等を活用した地域における子育て支援を推進します。	保育課	・各保育所が子育て支援センター的機能を担うよう、園庭開放等の開催回数を増やします。	継続		0	継続		0
					各公立保育所において月1回以上園庭開放を実施した。	A				
				実施施設数(公立)	28					
★39	親（保護者）が子育てを学ぶ機会の拡充 [保育課]	・地域子育て支援センター等を活用し、親が子育てを学ぶ場を一連の講座形式として提供します。	保育課	・基幹型子育て支援センターと連携しながら、各支援センター等で実施している子育て講座の意義や実施方法について検討します。	継続		53,193	拡充		58,977
					各地域子育て支援センターにおいて、毎月、保護者と児童を対象に子育て講習や親子遊びなどのイベントを開催した。	B				
	[生涯学習課]	・「子育て講座」では、乳幼児の発育と健康について、乳幼児の食事、子育てQ＆A、育児相談等、「楽しく子育てしま専科」では、子育ての楽しさ、喜びを広めるため手遊び等を保育士が指導、子育ての悩みや不安について保育士による相談等を行う。	生涯学習課	・親が子育てを学ぶ場を広く提供するために、講座を近くの公民館や集会所、個人宅等でも実施します。子連れでも受講できるよう検討します。	継続		0	継続		0
					・出前講座のなかで[子育て講座]、「楽しく子育てしま専科」を開催	A				
				参加人数	375					
40	子育て講座の開催 [青少年育成課]	・共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、子どもの興味や関心についての理解を深めるため、子育て講座を、年間8回開催します。	青少年育成課	・子育て相談とともに、互いに意見交流やアドバイスができるように内容の充実を図ります。	継続		45	継続		72
					子育て講座として、年間を通じて8回程度開催。簡単な創作活動や英語活動を通じて、親子のふれあいのきっかけを作った。	A				
				参加家族	119					

3. 子どもの教育環境の整備と子ども自身の育ちへの支援【小学生期】

(1) 子どもの健やかな成長の支援と教育環境の整備

学校と家庭、地域の連携により、特色ある学校づくりや教育環境の整備を進めるとともに、子どもの心の問題の解決に向けた相談体制の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		評価	実施方針		
					取組内容 実績値	事業費(千円)		取組内容 実績値	評価	事業費(千円)
41	マイタウンティーチャー [指導課]	・各学校が地域の人材をマイタウンティーチャーとして招聘し、児童の興味関心や課題意識に応じた教育活動を行うとともに、特色ある学校づくりを進めます。	指導課	・学校からの依頼に対して充実した対応が図れるよう、人材登録の整理を行います。	継続	A	2,996	継続		2,544
					人材の確保は学校ごとに対応ができており、継続して行うことで学校の特色ある取組の充実を図った。			人材の確保は学校ごとに対応ができており、継続して行うことで学校の特色ある取組の充実を図る。		
				延べ派遣人数	1352					
★42	学校支援地域本部事業 [青少年育成課]	・地域全体で学校教育を支援する体制づくりをモデル事業を通して検証していきます。	青少年育成課	・モデル事業の成果と課題を検証し、これまで取り組んできた学校支援ボランティアの個々の取り組みの充実を図っていきます。	廃止		-			
					モデル事業としての取組はH22年度で終了。本モデル事業の成果は、「放課後子ども教室推進事業」の取り組みに活かしていく。					
				登録ボランティア数						
★43	読書活動の推進 [指導課]	・朝の読書をはじめとする、読書活動の充実を図ることにより、豊かな創造力、感じる心の育成を図ります。	指導課	・読書活動推進員設置の取組みを拡充するとともに、蔵書管理のデータベースを活用した取組みを促すことにより、子どもたちの読書活動の充実を図ります。	継続	A	34,949	継続		34,426
				学校図書館(小学校)における貸出冊数	225491			学校図書整備、貸し出し・管理システム整備、読書活動推進員配置を行う。		
				学校図書館(中学校)における貸出冊数	77849					
44	心の教育ホームサポーター [青少年育成課]	・学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 ・地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。	青少年育成課	・問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。	継続	A	7,683	継続		8,237
				児童生徒の支援(訪問、面接、関係機関連携)回数	心の教育総合アドバイザー408回 ホームサポーター70回			家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に2泊3日の夢・ふれあいロングキャンプを実施した。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)		
				ロングキャンプ参加人数	8			家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に1泊2日の夢・ふれあいキャンプを実施する。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)		

★45	学校生活相談 [青少年育成課]	・不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。	青少年育成課	・小学校における問題行動の増加を受けて、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。	継続	A	13,997	全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣する。西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行った。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、相談活動等を行った。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行った。	14,508	
				・3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。						
				メンタルアドバイザー配置中学校数	14					
				適応指導教室設置箇所	3					
				不登校児童生徒数	137					
46	情報リテラシー（活用能力）に関する教育の充実 [青少年育成課]	・親のあり方講演会、青少年育成リーダー研修会などにおいて、インターネット・携帯電話の危険性やその対策について触れ、家庭における使い方について啓発を行います。	青少年育成課	・インターネット・携帯電話の利用状況と学校裏サイトなどの実態を把握しながら、実施内容や回数を検討して実施します。	継続	C	64	情報リテラシー（インターネット・ケータイの危険性など）に関する研修会および青少年の置かれる現状を把握し危険回避の方法等を学ぶ研修会の開催を計画した。	0	
				教職員研修実施回数	1					
				講演会実施回数	0					
★47	子どもの健康・体力づくり [指導課・スポーツ振興課]	・体育科学習をはじめ、学校教育活動全般を通して、運動好きな子どもの育成を図ります。 ・子どもの生活に遊びが取り戻せるよう地域の指導者とともに行事を開催します。	指導課	・新学習指導要領で示してある「体づくり運動」の一層の充実とともに、生涯体育に根ざした取り組みの充実を図ります。	拡充	B	437	生涯体育に根ざした取組として、「元気に外遊び・運動プログラム開発事業」として運動する子どもとそうでない子どもの二極化改善に取り組んだ。	241	
				研修会等実施回数	3					
				研修会等参加延べ人数	57					
			スポーツ振興課	・市と地域のスポーツ組織が連携して、子どもの体力向上を図ります。	継続	B	0	子どもの遊び場の提供（サタデー！外で！遊ぼうDAY！の開催）年間3回開催した。（郷田・板城・平岩）警報発令により1回中止	0	
					参加者数			128		
					開催回数			3		

17※	食育の推進 [指導課]	・学校における教育活動全般を通して、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。 ・保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	指導課	・市主催の生涯学習フェスティバルで食育ブースを開設し、食の大切さについて参加者へ啓発します。	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。 食育推進校における取り組みを支援する。また、その取り組みを普及した。	B	587	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。 食育推進校における取り組みを支援するとともに、「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、食育推進を図り、その取り組みを普及する。	434	
				食育フェア参加人数（約）	675					
				食育推進校数	2					
★20※	子ども手当制度 [こども家庭課]	・次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、手当を支給します。	こども家庭課	・窓口や広報等で制度周知の徹底を図るとともに、国の制度改正等に対応して実施します。	改正児童手当法に基づき、「児童手当」として実施。	A	3,567,640	改正児童手当法に基づき、「児童手当」として実施。	3,576,451	
				受給者数(2月末現在)	15,585					
				対象児童数(2月末現在)	26,684					
31※	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) [こども家庭課]	・ショートステイ：保護者が疾病等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に保育を行います。 ・トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により夜間や休日における子どもの養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを施設に通所させ、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等を行います。	こども家庭課	・制度周知を図りつつ、児童の養育困難時のセーフティーネット（安全網）として継続して実施します。	児童養護施設広島新生学園（東広島市）及び広島乳児院・修道院（広島市）に委託し、一時的に養育が困難となった児童の施設入所により支援を実施。	B	158	児童養護施設広島新生学園（東広島市）及び広島乳児院・修道院（広島市）に委託し、一時的に養育が困難となった児童の施設入所により支援を実施。	341	
				【目標事業量】 ショートステイ実施施設数	2					
				ショートステイ利用延日数	12					
				【目標事業量】 トワイライトステイ実施施設数	2					
				トワイライトステイ利用延日数	10					
				目標事業量:ショートステイ 実施施設数 平成21年度 2箇所 ↓ 平成26年度 2箇所				目標事業量:トワイライトステイ実施施設数 平成21年度 2箇所 ↓ 平成26年度 2箇所		

(2) 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブや放課後子ども教室、その他地域における様々な体験を行う取り組みが連携しながら、地域社会の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指 標	実績値			実績値		
★48	父親の家庭教育参加促進事業 [生涯学習課]	・家庭教育セミナー等の講座を開催します。 ・父親の子育てに対する意識を高めるために、親子参加型の体験講座を開催します。 ・おやじの会の設立や活動を支援します。	生涯学習課	・広く父親の家庭教育参加を推進できる事業の展開を検討します。	継続	A	374	継続		320
					父親の家庭教育参加促進事業から家庭教育講座支援事業（「親の力」をまなびあう学習プログラム）へ変更し、家庭教育を地域で支援する体制づくりの事業を展開			父親の家庭教育参加促進事業から家庭教育講座支援事業（「親の力」をまなびあう学習プログラム）へ変更し、家庭教育を地域で支援する体制づくりの事業を展開		
					「親の力」をまなびあう学習プログラム参加人数					
	「家族で挑戦！野っばら探検講座」の開催 [生涯学習課]	・自然への接し方、楽しみ方、学び方について、親子参加型の体験講座を開催します。	生涯学習課	・自然に触れる機会がどんどん減っている子ども達のために自然との接し方、楽しみ方を教える体験講座を実施します。	継続	未実施	0	廃止		0
					日曜日を利用して、広島大学附属農場などで、自然について親子で体験学習講座を実施予定だったが、申込者数が定員に達しなかったため開講できなかった。			平成23年度、平成24年度ともに、講座を企画したが、申込者が少なく開講できなかったため、今年度については実施しない。		
					参加人数					
49	ふれあい土曜日講座の開催 [青少年育成課]	・市内の小学生に参加を呼びかけ、様々な体験活動を充実させ、心を豊かに育むため、ふれあい土曜日講座を年間を通じて、月1回開催します。	青少年育成課	・土曜日を利用して、子どもたちが希望する遊びや体験プログラムを今後も継続して提供します。	継続	A	116	継続		121
					ふれあい土曜日講座として、月1回年間12回開催予定。ものづくり、料理、自然体験などの体験活動を通して、豊かな心を育むとともに、参加者同士の交流を深めた。			ふれあい土曜日講座として、月1回年間12回開催予定。ものづくり、料理、自然体験などの体験活動を通して、豊かな心を育むとともに、参加者同士の交流を深める。		
					参加人数					
50	来てみているいろいろ体験講座（小学生） [生涯学習課]	・地域と学校が連携しながら、自然体験活動やスポーツ・文化体験活動など、様々な取り組みを、公民館等を拠点として計画的に実施します。	生涯学習課	・子どもたちが体験活動を通してたくましく成長するように、広報活動も工夫しながら、公民館をはじめとする社会教育施設で開催します。	継続	A	584	継続		902
					生涯学習センター及び地域センター等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施			生涯学習センター及び地域センター等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施		
					開催回数					
					延べ参加人数					

★51	放課後子ども教室推進事業 [青少年育成課]	・学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後の子どもたちの安全で安心な活動場所を整え、スポーツ・文化活動体験活動や交流活動等を行います。 ・放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」との連携を図り、総合的な放課後対策事業として実施します。	青少年育成課	・平成23（2011）年度には、総合的な放課後対策事業として、全小学校区に対応できる体制を整備します。	継続		6,671	継続		6,848
				放課後子ども教室開設数	30	地域や学生ボランティアの協力を得て、放課後の子どもたちの安全で安心な活動場所を整え、「学び」「体験」「交流」「遊び」等のスポーツ、文化体験活動や交流活動等を各教室で行った。				
52	学習成果の活用支援 [生涯学習課]	・生涯学習の基礎づくりと学校週5日制への対応を目的に、市内全児童に「5日制ノート（まなぶちゃんノート）」を配布し、地域行事や体験活動への参加、読書活動の記録も含め、積極的な活用を推進します。	生涯学習課	・在籍児童数の20%の申請を目指します。	継続		538	継続		1,518
				まなぶキッズ賞申請者数	2585	・五日制ノート（まなぶちゃんノート）を配布し、ポイント達成者には賞状と記念品を学校を通じて贈る。特に、小学校入学時に活用のしおりと共にまなぶちゃんノートを全員に配布し、周知を図った。		・五日制ノート（まなぶちゃんノート）を配布し、ポイント達成者には賞状と記念品を学校を通じて贈る。特に、小学校入学時に活用のしおりと共にまなぶちゃんノートを全員に配布し、周知を図る。		
★53	放課後児童健全育成（放課後児童クラブ） [保育課]	・共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごし、遊びや異年齢同士の集団生活の中で、豊かな人間性を育むことができるよう、適切な指導を通して児童の健全育成を図ります。 目標事業量：放課後児童健全育成事業 平成21年度 定員数 実施施設数 1,980人 41箇所 ↓								

4. 子どもの自立支援と次代の親の育成【中・高校生期】

(1) 次代の親の育成

次代の親となる世代に対して、親の役割、子育ての意義、男女がともに協力して家庭を築くことの重要性について理解を深める機会と、自立した個人として社会の一員となる機会の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指 標	実績値			実績値		
54	青少年のための子育て体験学習 [青少年育成課・保育課]	・青少年を対象として、乳幼児とふれあう学習プログラムの開発・活用を検討するとともに、保育所との連携のもと、子育て体験学習を実施します。	青少年育成課	・次世代を担う青少年にボランティア活動体験を実施することは、大変貴重な体験学習の場であるため、今後も、企画内容の充実を図ります。	継続		96	継続		127
				参加人数	40	A				
			保育課	・継続して実施するとともに、参加者を増やす取り組みを検討します。	継続		0	継続		0
				体験学習実施校数	6	A				
55	勤労体験・社会体験の充実 [指導課]	・中学生が、働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶキャリア・スタート・ウィーク（5日間の職場体験学習）を実施します。	指導課	・受け入れ先の企業と連携を図りながら、継続して実施します。	継続		410	継続		460
				実施した中学校数	14	A				
				参加人数	1642					
56	青少年サミットの開催 [青少年育成課]	・青少年自身が抱える悩みや不安、将来の夢について同世代の青少年が意見交流できる場を設定し、互いに高め合い、成長していこうとする意欲を高めます。	青少年育成課	・青少年自身が、悩みや不安、将来の夢について意見交流できる場を設定し、互いに高め合い、成長していこうとする意欲を高めます。	廃止		-			
				開催数	H25年度以降、青少年サミットの開催を検討					

57	青少年のボランティアの推進 [青少年育成課]	・各種体験講座における中・高校生のボランティア活動を推進します。 ・活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術を習得し、地域の活動の推進役としての活用を図ります。	青少年育成課	・次世代を担う青少年にボランティア活動体験を実施することは、大変貴重な体験学習の場であるため、今後も、企画内容の充実を図ります。	継続 青少年の社会参加活動への参加促進を目的として保育所・福祉施設におけるボランティア活動を実施。プログラムは、事前学習会・ボランティア体験等からなる。 児童青少年センターの主たる利用者である児童青少年自身がゆーすふる・チャレンジャー会議として、施設の運営に対する意見を述べ、事業の企画や準備、実施の中心となることにより、児童青少年の自主性を促進した。	A	339	青少年の社会参加活動への参加促進を目的として保育所・福祉施設におけるボランティア活動を実施。プログラムは、事前学習会・ボランティア体験等からなる。 児童青少年センターの主たる利用者である児童青少年自身がゆーすふる・チャレンジャー会議として、施設の運営に対する意見を述べ、事業の企画や準備、実施の中心となることにより、児童青少年の自主性を促進する。	457
				チャレンジボランティア参加人数	40				
				ゆーすふる・チャレンジャー会議委嘱人数	26				
58	ボランティア活動の支援 [生涯学習課]	・平成14（2002）年度より「ボランティア総合窓口」内に「ボランティア活動支援センター」を開設し、相談及びコーディネート事業、団体の活動拠点として活用他、ボランティア活動の活性化を総合的に支援します。	生涯学習課	・広報活動の充実によりさらなる活用を図ります。	継続 ・ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行った	A	368	・ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行う。	551
				相談件数	67				
50※	来てみていろいろ体験講座（中学生・高校生） [生涯学習課]	・地域と学校が連携しながら、自然体験活動やスポーツ・文化体験活動など、様々な取り組みを、公民館等を拠点として計画的に実施します。	生涯学習課	・子どもたちが体験活動を通してたくましく成長するように、広報活動も工夫しながら、公民館をはじめとする社会教育施設で開催します。	継続 生涯学習センター及び地域センター（旧・公民館）等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施	A	584	生涯学習センター及び地域センター等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施	902
				開催回数	120				
				延べ参加人数	1890				
52※	学習成果の活用支援（中学生） [生涯学習課]	・生涯学習の基礎づくりと学校週5日制への対応を目的に、市内全生徒に「5日制ノート（ジュニアパスポート）」を配布し、地域行事への参加や体験活動、部活動と大会記録、読書記録も含め、積極的な活用を推進します。	生涯学習課	・在籍生徒数の10%の申請を目指します。	継続 ・五日制ノート（ジュニアパスポート）を、ポイント達成者には賞状と記念品を学校を通じて贈る。特に、中学校入学時に活用の上おりと共にジュニアパスポートを全員に配布し、周知を図った。	D	538	・五日制ノート（ジュニアパスポート）を、ポイント達成者には賞状と記念品を学校を通じて贈る。特に、中学校入学時に活用の上おりと共にジュニアパスポートを全員に配布し、周知を図る。	1,518
				ジュニアまなびすと賞申請者数	59				
34※	児童館的機能の充実 [保育課]	・地域との連携のもと、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図ります。 ・既存の児童館に加え、市中心部における児童館的機能の充実について検討します。	保育課	・児童館に限らず子育て支援施設すべてを含めた市としての子育て支援施設のあり方を検討します。	継続 市内中心部における児童館的機能の充実のため、継続運営。（児童館は0歳から18歳まで、児童館的機能施設は3歳から小学校低学年までの子どもが対象）また、子育て支援施設のあり方を検討した。	B	28,569	市内中心部における児童館的機能の充実のため、継続運営。（児童館は0歳から18歳まで、児童館的機能施設は3歳から小学校低学年までの子どもが対象）また、子育て支援施設のあり方を検討する。	42,984
				利用児童数（黒瀬）	15141				
				利用児童数（安芸津）	8,794				
				利用児童数（プランコ）	8,821				

(2) ことろと体の健康づくり

学校、家庭、地域、関係機関等との連携のもと、思春期特有の健康や性、ことろの問題に適切な対応ができるよう取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25				
					実施方針		評価	事業費(千円)	実施方針		評価	事業費(千円)
					取組内容	実績値			取組内容	実績値		
指 標												
44※	心の教育ホームサポーター(中学生) [青少年育成課]	・学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 ・地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。	青少年育成課	・問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。 児童生徒の支援（訪問、面接、関係機関連携）回数 ロングキャンプ参加人数	継続		A	7,683	継続		8,237	
					家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に2泊3日の夢・ふれあいロングキャンプを実施した。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)				家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に1泊2日の夢・ふれあいキャンプを実施する。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)			
					心の教育総合アドバイザー408回 ホームサポーター70回							
					8							
★45※	学校生活相談 [青少年育成課]	・不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。	青少年育成課	・小学校における問題行動の増加を受けて、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。 ・3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。	継続		A	13,997	継続		14,508	
					全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣した。 西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行った。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、相談活動等を行った。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行った。				全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣する。 西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行う。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、「不登校親の会」（相談活動等を行う）。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行う。			
					メンタルアドバイザー配置中学校数				14			
					適応指導教室の設置箇所				3			
不登校児童生徒数					137							
59	心の教育の推進 [青少年育成課]	・非行からの更生や自立など実際に経験した社会人が直接中学生に訴える講演会などを実施し、市内中学生の豊かな心の教育の充実を図ります。	青少年育成課	・スーパー講師による講演会などを全ての中学校で実施できるよう計画的に推進します。 講演会実施回数	継続		A	192	継続		96	
					スーパー講師として各界から著名な講師を招き、中学生の豊かな心を育み、教育の充実を図る目的で講演会を開催する。今年度は3回実施で8校が参加した。				スーパー講師として各界から著名な講師を招き、中学生の豊かな心を育み、教育の充実を図る目的で講演会を開催する。今年度は3時間 4校を予定している。			
					3							

60	健康教育の充実 [青少年育成課・指導課]	- 喫煙、飲酒、薬物乱用の防止のため、有害な環境を取り除くとともに、情報提供に努め、健康づくりを促進します。 - 心や体の発達や性に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供します。	青少年育成課	学校教育における健康教育の充実を図るために、教職員だけでなく、薬剤師や医師及び警察官などの専門家を講師にして健康教育の充実を図ります。	子どもたちの健康に関する学習内容について、保健体育や学級活動の時間に発達段階に合わせて、適正に指導した。中学校は、必ず指導しなくてはならない。小学校においては、実態に応じて指導した。	A	O	子どもたちの健康に関する学習内容について、保健体育や学級活動の時間に発達段階に合わせて、適正に指導する。中学校は、必ず指導しなくてはならない。小学校においては、実態に応じて指導する。	O
				学校での健康教育の実施学校数	49				
			指導課	各校における「保健分野」の学習を充実していけるように、今後も各校の取り組みを確認し、指導します。	各学校における保健学習の充実を図った。	A	O	各学校における保健学習の充実を図る。	O
				「保健分野」授業の適切な時間数実施校	14				
61	問題行動に対する地域連携推進事業 [青少年育成課]	家庭、学校、地域を軸に関係機関との連携により、問題行動に対する学校支援チーム会議を組織して、青少年の問題行動を防止し、健全育成を図ります。	青少年育成課	児童生徒の健全育成を目的に、今後とも学校・家庭・地域が連携する本事業の継続と学校支援チーム会議の活動を必要に応じて実施します。	問題行動に対するチームを組織して、スーパーバイザーの派遣も含めて中学校区の状況に応じてチーム会議を実施し、青少年の問題行動の防止に努めた。今年度は磯松中学校、向陽中学校で実施した。	A	860	問題行動に対するチームを組織して、スーパーバイザーの派遣も含めて中学校区の状況に応じてチーム会議を実施し、青少年の問題行動の防止に努める。今年度は川上小学校、平岩小学校で実施する。	860
				サポート会議校設置数	2				
17※	食育の推進 [指導課]	- 学校における教育活動全般を通して、児童へ食に関する指導の充実を図っていきます。 - 保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発していきます。	指導課	市主催の生涯学習フェスティバルで食育ブースを開催し、参加者へ食の大切さを啓発します。	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発した。	B	587	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。	434
				生涯学習フェスティバル食育フェア参加人数(約)	675			食育推進校における取り組みを支援する「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、食育推進を図り、その取り組みを普及する。	
				食育推進校数	2				

★47※	子どもの健康・体力 づくり [指導課・スポーツ 振興課]	・保健体育科の学習をはじめ、学校教育 活動全般を通して、運動好きな子どもの 育成を図ります。	指 導 課	・運動部活動の充実に加え、推進校を指 定する等、保健体育科授業の充実を図り ます。	継続		18,056	継続		18,346
				運動部活動への支援における取り組 みの充実を図る。	B			運動部活動への支援の充実を図る。		
				全国大会出場校数					9	
			全国大会出場者数	25						
		ス ポ ー ツ 振 興 課	・市と地域のスポーツ組織が連携して、 子どもの体力向上を図ります。	継続		O	子どもの遊び場の提供（サタデー！ 外で！遊ぼうDAY！の開催） 年間4回開催予定。（郷田・板城・ 平岩）警報発令により1回中止	継続		O
開催回数	3									

5. 若い世代の自立支援と地域活動への参加の促進【大学生・若年期】

(1) 若い世代のための自立支援

将来の職業を自らの意志と責任で選択することができ、専門的な知識や技能の習得に励むことができるような環境を整備するとともに、若い世代が性別に関わらず多様な生き方を選択できるよう意識啓発を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
★62	雇用の創出 [産業振興課]	・企業立地の促進、新事業創出や市場開拓などの支援を通じて、雇用・就業の場の確保に努めます。	産業振興課	指 標	実績値			実績値		
				・新たな産業団地を整備し、引き続き企業立地を促進します。	継続		A	継続		14,550
				・産学官連携、中小企業の事業高度化などを図り、雇用・就業の場の確保に努めます。	本市立地企業の経営者等を対象に、東京及び大阪で連絡協議会を開催し、情報交換を行うことで人的ネットワークを構築するとともに、企業誘致イベントに出展し自治体PRの実施や、企業情報の収集を行うなど、企業誘致活動を実施した。新産業創造センターを拠点にして、中小企業の研究開発や販路拡大を促進するとともに、地域の産学官ネットワークの構築を図った。			本市立地企業の経営者等を対象に、東京及び大阪で連絡協議会を開催し、情報交換を行うことで人的ネットワークを構築するとともに、企業誘致イベントに出展し自治体PRの実施や、企業情報の収集を行うなど、企業誘致活動を実施する。新産業創造センターを拠点にして、中小企業の研究開発や販路拡大を促進するとともに、地域の産学官ネットワークの構築を図る。		
				立地企業数	3					
				共同研究助成件数	5					

8※	雇用対策の推進 [産業振興課]	・企業に潜在する求人の発掘と求職者の就職機会の創出を図るため、企業と求職者の対面形式による就職ガイダンス(合同企業面接会)を開催します。 ・求職者の円滑な就職活動を支援するため、就職活動に役立つ知識やノウハウを身につける就職支援講習会を開催します。 ・市役所のロビーなどにおいて、広域的な求人情報を提供します。	産業振興課	・若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施します。	継続		A	2,137	若年求職者の早期就職を図るため関係機関と連携しながら、就職ガイダンスの開催、就職相談会の開催、ハローワークの求人情報誌の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施した。	継続		2,153
				就職ガイダンス〈若年者対象〉参加人数	284							
				若年者就職支援講習会参加人数	-							
9※	職業能力の向上 [産業振興課]	・関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。	産業振興課	・求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。	継続		B	110	求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援した。	継続		211
				女性対象就職支援セミナー参加人数	23							
				若年者就職支援講習会参加人数	-							
★10※	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課]	・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点にたった制度・慣行の見直しが図られ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。	人権推進課	・家庭生活等における男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会やセミナーなどを通じて啓発に努めます。	拡充		A	1,237	男女共同参画のまちづくり講演会などの各種講演会を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開設した。	継続		1,119
				広報紙への特集記事の掲載回数（年度）	1							
				講演会、セミナーの開催回数	14							
				講演会、セミナーなどの参加人数	1266							
				男女共同参画に関する図書コーナーの設置館数	4							
			産業振興課	・国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。	継続		B	135	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。	継続		291
				女性対象就職支援セミナー参加人数	23							
				セミナー、講演会の参加者数	52							
			職員課	・事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。	継続		B	-	特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行った。	継続		-
				部分休業取得者数	21							
				育児短時間勤務職員数	20							

(2) 地域活動への参加の促進

大学生や若い世代の人が地域の担い手として、子育て支援をはじめとする様々な地域活動に積極的に参加することができるよう、活動の充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		評価	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	実績値		取組内容	実績値	
				指 標						
63	地域における活動の支援 [保育課]	- 若い世代が子どもに関わるボランティア等の活動の幅を広げることができるよう、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。 - 保育所等、既存施設においてこれら若い世代の活動を受け入れる体制を構築していくことを検討します。	保育課	基幹型子育て支援センター、各地域子育て支援センター等を通じた支援のあり方を体系的に整理し、側面的支援の充実を図ります。また、自主的な活動が促進され、まちづくり活動にもつながるよう、地域政策課とも連携をとりながら進めます。	継続		A	継続		0
				子育てサークル登録数	基幹型子育て支援センター、各地域子育て支援センター等を通して、子育てサークルの支援を推進した。			基幹型子育て支援センター、各地域子育て支援センター等を通して、子育てサークルの支援を推進する。		
					48					
50※	来てみていろいろ体験講座 [生涯学習課]	- 各種体験講座における大学生等のボランティア活動を推進します。 - 活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術を習得し、地域の活動の推進役としての活用を図ります。	生涯学習課	子どもたちが体験活動を通してたくましく成長するように、広報活動も工夫しながら、公民館をはじめとする社会教育施設で開催します。	継続		A	継続		584
				開催回数	生涯学習センター及び地域センター等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施			生涯学習センター及び地域センター等において、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施		
				延べ参加人数	120					
58※	ボランティア活動の支援 [生涯学習課]	平成14（2002）年度より「ボランティア総合窓口」内に「ボランティア活動支援センター」を開設し、相談及びコーディネート事業、団体の活動拠点として活用他、ボランティア活動の活性化を総合的に支援します。	生涯学習課	広報活動の充実によりさらなる活用を図ります。	継続		A	継続		368
				相談件数	ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行った			ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行う。		
					67					
★64	学園都市づくり交流会議の運営 [企画課]	地域と学生団体それぞれの要望を擦り合わせ、共に活動できるように調整する「地域と大学のマッチング事業」を実施します。	企画課	市民への周知を図ることに重点を置き、マッチング成立件数を高めます。	継続		B	継続		270
				マッチング件数	地域と学生を結びきっかけづくりから交流、連携までの橋渡しを行い、地域課題の解決や地域の活性化を図った。			地域と学生を結びきっかけづくりから交流、連携までの橋渡しを行い、地域課題の解決や地域の活性化を図る。		
					6					

★65	市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金 [地域政策課]	市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金を通じて、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 （初期活動支援） 設立3年未満の団体が、まちづくり活動を始めたり、活動を基盤に乗せるための支援。 （地域活動発展支援） 既に一定のまちづくり活動の実績を持つ団体が、新規事業や既存事業の拡充に着手するための支援。 （学生のまちづくり支援） 東広島市内の大学に在学中の学生が行うまちづくり活動に対する支援。 （ひとづくり支援） まちづくり活動を行っている団体やその団体の地域での活動に役に立つ研修や視察等に行くための支援。	地域政策課	補助事業を継続して行うとともに、活動内容を広く一般に公開し、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。	継続 多様な市民協働の担い手による取組みを公募し、審査会において5つの着眼点から、より優秀な活動に対して、助成を行った。	A	4,656	継続 多様な市民協働の担い手による取組みを公募し、審査会において5つの着眼点から、より優秀な活動に対して、助成を行う。	6,000
				助成団体数	22				
★66	市民活動情報サイト [地域政策課]	市民活動団体等の活動情報が集まる場として広く開放する市民活動情報サイトを開設するとともに、地域活動拠点へのパソコンの配備、ICT学生支援隊によるパソコン操作指導を実施します。	地域政策課	市民活動団体の活動情報が集まる場として広く開放するもので、活動情報の登録を広く呼びかけ、情報が集まり、共有、交換できる場となるよう、団体の加入促進に努めます。	拡充 市民へ広報等を活用し広くサイトへの登録を呼びかけるとともに、ICT学生支援隊による操作説明会を各地域で開催し、登録団体の増加を図った。さらに平成24年度には、市民活動情報サイトにコンテンツを追加し、情報発信力を強化した。	B	1,418	継続 市民へ広報等を活用し広くサイトへの登録を呼びかけるとともに、ICT学生支援隊による講座等を通し、市民のICT活用技術の向上に努める。	1,536
				登録団体数	179				

6. 子どもと子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備【環境整備】

(1) 児童虐待の防止

発生の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化するとともに、市民への意識啓発を図り、一人ひとりがネットワークとなる協力体制づくりに向けた取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指 標	実績値			実績値		
★67	要保護児童対策地域協議会の運営 [こども家庭課]	・児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決のため、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の機能と役割を活かして、効果的な協力関係を築き、児童虐待防止の体制整備を図ります。	こども家庭課	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有・連携を図るとともに、研修会の開催や地域における啓発活動の充実を推進します。	継続			継続		
					・関係機関の代表者等による要保護児童対策地域協議会を年2回、実務者会議を4回、研修会を1回開催。虐待ケースの管理台帳を作成し、定期的な進行管理を実施。 ・市民、関係者の啓発を図るため、児童虐待防止推進講演会を11月に開催。 ・乳幼児を持つ保護者を対象として、児童虐待予防講座（ペアレントトレーニング）を開催（全5回×2期）。	A	761	・関係機関の代表者等による要保護児童対策地域協議会を年2回、実務者会議を4回、研修会を1回開催。虐待ケースの管理台帳を作成し、定期的な進行管理を実施。 ・市民、関係者の啓発を図るため、児童虐待防止推進講演会を11月に開催。 ・乳幼児を持つ保護者を対象として、児童虐待予防講座（ペアレントトレーニング及びBPプログラム）を実施。		1,139
				虐待通告対象児童数	165					
				虐待通告件数	74					
68	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画の運用 [人権推進課]	・様々な人権に関する課題の早期解消と人権のまちづくりをめざし、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。	人権推進課	・子どもが健やかでのびのびと育ち、その個性や権利が尊重され、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりのための教育・啓発に努めます。	拡充			継続		
					人権啓発に関する、研修会、講座等を開催し、より多くの市民が人権問題について考える機会を提供した。	B	2,473	人権啓発に関する、研修会、講座等を開催し、より多くの市民が人権問題について考える機会を提供する。		2,943
				計画の推進	-					
69	人権意識の啓発 [人権推進課・職員課]	・一般市民・職員・企業等への研修を通して、子どもの人権について、啓発を行うとともに、関係機関の協力体制の構築を支援します。	人権推進課	・子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会の充実に努めます。	拡充			継続		
					人権啓発に関する、研修会、講座等を開催し、より多くの市民が人権問題について考える機会を提供した。	B	2,473	人権啓発に関する、研修会、講座等を開催し、より多くの市民が人権問題について考える機会を提供する。		2,943
				研修会等の開催回数	3					
				研修会等の参加者数	943					
			職員課	・様々な人権問題に関する研修会へ積極的に職員を受講させることにより、人権意識の高い組織風土づくりに取り組みます。	継続			継続		
					県内で開催される人権研究集会などに職員を派遣し、人権意識の向上を図った。	B	83	県内で開催される人権研究集会などに職員を派遣し、人権意識の向上を図ります。		123
				研修参加職員数	58					

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談・情報提供体制の整備を進めるとともに、日常生活の支援、就業支援や経済的支援等の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25				
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)		
					取組内容	評価		取組内容	評価			
				指 標	実績値			実績値				
70	母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 [こども家庭課]	・母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練の受講のための費用を一部支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続		B	継続		11,331	児童扶養手当の相談時に制度説明を行い、周知を図る。平成25年度より父子家庭も対象となるためさらなる周知が必要。	11,325
					児童扶養手当の相談時に制度説明を行い、周知を図った。							
					支給件数	2						
					就職件数	2						
71	母子家庭高等技能訓練促進費等の支給 [こども家庭課]	・母子家庭の母が、生活の安定に資する資格の取得に必要なカリキュラムを受講する場合に、受講期間中の生活の不安を解消するため、養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費及び修了後に入学支援修了一時金を支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続		A	継続		11,331	児童扶養手当の相談時に制度説明を行い、周知を図る。平成25年度より父子家庭も対象となるためさらなる周知が必要。	11,325
					児童扶養手当の相談時に制度説明を行い、周知を図った。							
					支給件数	7						
					就職件数	3						
72	母子自立支援プログラム策定員による就労支援 [こども家庭課]	・母子家庭の母に対し、個別の生活状況に沿った「母子自立支援プログラム」を作成し、公共職業安定所等と連携しながら、自立や就労を支援します。	こども家庭課	・就労意欲のある母子家庭の母親に対し、母子自立支援プログラム策定員による個別支援を実施します。	継続		A	継続		11,331	個別の状況に沿った就労・転職の支援を継続的に行った。	11,325
					個別の状況に沿った就労・転職の支援を継続的に行った。							
					相談申込件数	52						
					就職件数（パート等含む）	23						
73	母子及び寡婦福祉資金の貸付 [こども家庭課]	・母子家庭・寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るため、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課	・窓口や広報等で制度周知の徹底を図り、継続して実施します。	継続		B	継続		0 （県事業）	0 （県事業）	
					児童扶養手当の相談時に制度説明を行い、周知を図るとともに、各種資金の貸付の相談及び申請受付を行った。							
					貸付相談件数	37						
74	ひとり親家庭等医療費公費負担 [こども家庭課]	・保健の向上と生活の安定を図るため、ひとり親家庭の母または父、児童等に対し医療費の一部を支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続		B	継続		59,401	所得税非課税のひとり親家庭世帯の医療費の補助を継続実施。制度のチラシ作成など更なる周知を図る。	65,756
					所得税非課税のひとり親家庭世帯の医療費の補助を継続実施。制度のチラシ作成など更なる周知を図った。							
					受給者数 （3月末現在）	2,150						

★75	児童扶養手当の支給 [こども家庭課]	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳到達後3月31日までの児童がいるひとり親家庭に手当を支給します。	こども家庭課	・制度の周知を図るとともに、母子自立支援員との連携を図り自立に向けて支援体制を強化します。 ・平成22（2010）年度から父子家庭へ支給対象を拡大します。	継続		B	557,183	継続		ひとり親家庭の児童に対して、生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給。	567,226
				受給者数 （3月末現在）	1228							
76	母子生活支援施設入所措置事業 [こども家庭課]	・夫からの暴力等を受けた母子を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるために、母子生活支援施設への入所を措置し、支援します。	こども家庭課	・警察や母子生活支援施設等と連携を図りながら、夫からの暴力等を受けた母子世帯を支援していきます。	継続		A	6,317	継続		DV被害による母子を保護し、母子生活支援施設への入所を措置するとともに、入所者に対しては、施設と連携し継続的に自立支援を実施。	7,597
				措置世帯数	5							
77	公営住宅への入居 [住宅課]	・公営住宅の入居のための公開抽選会において、母子家庭は、当選確率が2倍になる優遇措置を行います。	住宅課	・継続して実施します。	継続		A	0	継続		・公営住宅の入居のための公開抽選会において、母子家庭は、当選確率が2倍になる優遇措置を行います。	0
				全申込人数	243							
				母子世帯申込人数	47							
				母子世帯当選人数	6							

（3）障害のある子どもへの支援の充実

「東広島市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、障害がある子どもの健やかな発達や地域での安心できる生活、社会参加を支援するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、総合的な取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25			
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)	
					取組内容	評価		取組内容	評価		
				指 標	実績値			実績値			
★78	障害児に対する相談体制の充実 [障害福祉課]	・東広島市障害者等相談支援事業実施要綱に基づき、相談支援事業を実施します。 ・障害者ケアマネジメントの手法を用いて、福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。	障害福祉課	・総合相談窓口としての機能強化を図りながら、関係機関と連携し、生涯一貫した支援、ライフステージ移行支援システム構築を目指します。	継続		B	29,487	継続		30,372
					子育て・障害総合支援センターはあといふるの機能を活用し、障害児の早期療育・ライフステージ移行支援を継続して実施した。				子育て・障害総合支援センターはあといふるの機能を活用し、障害児の早期療育・ライフステージ移行支援を継続して行います。		

79	障害福祉サービス （居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）の実施 [障害福祉課]	・居宅での生活をサポートする居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等を実施します。	障害福祉課	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として継続して実施するとともに、障害福祉サービス以外で長期休暇や放課後の余暇支援を他課と連携して推進します。	継続（制度改正により事業分割・追加） 児童福祉法に基づき、未就学・就学中の障害児の地域で療育等の支援及び長期休暇中や放課後の訓練・居場所づくりのため、児童発達支援、放課後デイサービス等を実施した。	A	130,223	児童福祉法に基づき、未就学・就学中の障害児の身近な地域で療育等の支援及び長期休暇中や放課後の訓練・居場所づくりのため、児童発達支援、放課後デイサービス等を実施します。	141,670
				決定人数	802				
80	補装具費の支給、日常生活用具の給付 [障害福祉課]	・身体上の障害を補い、日常生活を容易にするため補装具費の支給を行います。 ・在宅の心身障害児等の日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として補装具費及び日常生活用具を支給します。	障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として補装具費及び日常生活用具を支給した。	A	72,110	障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として補装具費及び日常生活用具を支給します。	86,930
				日常生活用具（件数）	2903				
				補装具（件数）	361				
81	各種手当(障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当)の給付 [障害福祉課]	・精神または身体に重度の障害があるため日常の生活において常に介護を必要とする20歳未満の障害児や、保護者または養育者に手当を支給します。	障害福祉課	・広報等で制度の周知を図りながら、継続して実施します。	各種手当（障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当）を給付した。	A	93,219	各種手当（障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当）を給付します。	101,627
				障害児福祉手当 受給者数（3月末現在）	137				
				重度心身障害児福祉手当 受給者数（3月末現在）	71				
				特別児童扶養手当 受給者数（3月末現在）	441				
82	福祉助成券交付（タクシー乗車助成券、紙おむつ購入助成券） [障害福祉課]	・重度の心身障害者（児）を対象に、タクシー乗車助成券及び紙おむつ購入助成券を交付します。	障害福祉課	・継続して実施します。	福祉助成券（タクシー乗車助成券、紙おむつ購入助成券）を交付した。	A	42,773	福祉助成券（タクシー乗車助成券、紙おむつ購入助成券）を交付します。	44,359
				タクシー乗車助成券利用枚数	64556				
				紙おむつ購入助成券	4225				
83	重度心身障害者医療費助成 [障害福祉課]	・重度の心身障害者（児）が医療機関にかかったときの医療費の自己負担金の一部について助成します。	障害福祉課	・継続して実施します。	重度の心身障害者（児）が医療機関にかかったときの医療費の自己負担金について助成した。	A	514,325	重度の心身障害者（児）が医療機関にかかったときの医療費の自己負担金について助成します。	523,277
				受給者数 （3月末現在）	4036				

84	在宅重度心身障害者 介護者慰労金支給 [障害福祉課]	・在宅の重度の心身障害者（児）を常に 介護している介護者に慰労金を支給しま す。	障 害 福 祉 課	・広報等で制度の周知を図りながら、継 続して実施します。	継続	A	2,720	在宅の重度心身障害児を常時介護し ている家族等に対し、慰労金を支給 します。	3,280
				受給者数 (3月末現在)	136				
85	障害児余暇活動支援 事業 [障害福祉課]	・障害児の放課後や長期休暇中にその年 齢にふさわしい活動や経験を積み重ね、 社会生活力を高めるための支援を大学生 サポーターを活用して実施します。	障 害 福 祉 課	・継続して実施します。	継続	B	4,050	学齢期の障害児が様々な体験・遊び を通じて豊かに休日を過ごせるよう 支援を継続実施した。	4,345
				利用件数	342				
86	児童デイサービス利 用助成事業 [障害福祉課]	・利用者負担金を助成することにより児 童デイサービスの利用を促進し、障害児 の早期療育を推進します。	障 害 福 祉 課	・障害児の早期療育を推進することによ り、地域生活の安定に大きく寄与するこ とを踏まえ、引き続き実施するととも に、障害者自立支援法の廃止時期に合わ せて、事業形態の見直しを検討します。	継続	A	4,192	児童発達支援等について利用者負担 額を全額または半額助成することに より、利用を促進し、障害児に必要 な指導、訓練、療育等を推進しま す。	4,215
				延べ利用件数	2044				
87	障害児施設等通園助 成金交付 [障害福祉課]	・市外の障害児施設に通園する障害児の 通園にかかる費用の一部を助成し早期療 育を推進します。	障 害 福 祉 課	・継続して実施します。	継続	A	62	市外の難聴児児童発達支援施設に通園す る障害児の通園にかかる費用の一部 を助成し、早期療育を推進します。	240
				利用者数	2				

88	保育所、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ [保育課・学事課]	・障害のある子どもと障害のない子どもができるだけともに集団生活を送るために、一人ひとりに必要な手立てを行ったうえで、障害のある子どもの健全な心身の発達を促します。	学事課	・幼稚園：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り、受入を行います。	継続	A	16,734	幼稚園：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り受入れ、教育補助員を計画的に配置。		22,648
				受入人数（幼稚園）	24					
			保育課	・保育所：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り、受入を行います。	継続		（保育所） 648 （放課後児童クラブ） 294,968	（保育所） 入所窓口において保護者より入所児の状態などを聞き取り、生活しやすい環境づくりと必要な手立てができるよう保育所と連携を行った。		（保育所） 683 （放課後児童クラブ） 317,788
				・放課後児童クラブ：保護者・学校等との連携を引き続き行い、就労要件を満たしている児童は受入を行います。	（放課後児童クラブ） 障害の有無にかかわらず保護者の就労状況等により受入れを行った。 （対象小学校1年から3年生、特別支援児については6年生まで対象）					
				受入人数（保育所） （4月1日現在）	25					
				受入人数（放課後児童クラブ） （5月1日現在）	62 （支援対象となっている児童数）					

★89	発達障害のある子どもへの支援 [障害福祉課・こども家庭課・保育課・指導課]	・発達障害のある子ども一人ひとりに幼少期から成人期まで一貫した支援ができるよう、関係課及び県発達障害者支援センター・福祉サービス提供事業所などの関係機関との連携に努めます。	障害福祉課	・発達障害支援コーディネーターを配置し、支援ニーズの整理や支援の見立てを行うとともに、サポートファイル等、共通のアセスメントシートを活用して、関係機関で情報を共有し、連携した支援を行います。	継続	A	5,983	子育て・障害総合支援センター「はあとふる」に発達障害支援コーディネーターを設置し相談支援を行った。また、「すてっぷ教室」では、個別支援計画作成を行い、保育所等への移行支援を実施した。	継続		6,427
				発達障害に関する相談支援件数	1102						
			こども家庭課	・健診において、早期発見に努めながら、経過観察、経過観察児教室などで幼児の発達を促し、関係機関との連携によって親子の健康増進を支援します。	継続	A	1,204	健診を実施し早期発見に努め、電話による経過観察、個別相談会、健診事後教室（パオパオくらぶなど）により、発達を促した。	継続		1,656
				健診経過観察児数	536						
				経過観察児教室（パオパオくらぶ）参加者数	71						
			保育課	・保育現場における発達障害に対して的確に対応でき、課題解決のために各施設とスムーズに連携するための核となる人材を確保するために、「保育コーディネーター」養成講座を、基幹型子育て支援センターの業務のひとつとして実施します。	継続	A	0	「保育コーディネーター」の養成講座を実施して保育士の専門性を高め、専門機関との連携や発達障害の子どもや親への支援をおこなう人材の確保を推進した。	継続		0
				「保育コーディネーター」資格認定者数	15						
			指導課	・障害のある幼児・児童・生徒の実態を適切に把握し、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、通常学級に在籍する障害のある幼児・児童・生徒の支援体制の充実を図ります。	継続	B	3,513	特別支援教育の充実を図る研修会、専門家による巡回教育相談、個に対応する特別支援教育サポーター配置を実施した。	継続		3,658
				研修会の開催数	3						
				巡回相談実施回数	31						
				特別支援教育サポーター数	53						

(4) 相談・情報提供体制の充実

相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、専門的な相談から気軽に利用できる身近な相談窓口まで、利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、子育てに関する情報が、必要な家庭に確実に伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握できる情報提供体制や多様な手段による適切な情報提供を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
				指標	実績値			実績値		
90	関連する子育て相談機関の連携強化 [保育課]	・子育て相談や子育て支援事業を実施している児童福祉、母子保健、学校教育等に関係する庁内各課や関係機関、保育所や幼稚園等が連携を図り、相談機能の充実を図ります。	保育課	・子育て相談機能の体系を整理するとともに、適切な役割分担を行いながら連携を強化します。	継続			継続		
					子育て・障害総合支援センター内の一つ、基幹型子育て支援センターにおいて、保育コーディネーター養成支援や研修の場・子育て情報などを提供し、地域子育て支援センターなどの子育て支援施設と連携するなど、子育て支援の充実を図った。	A	3,497	子育て・障害総合支援センター内の一つ、基幹型子育て支援センターにおいて、保育コーディネーター養成支援や研修の場・子育て情報などを提供し、地域子育て支援センターなどの子育て支援施設と連携するなど、子育て支援の充実を図る。		3,497
				実施施設数	1					
91	子育て情報提供体制の充実 [保育課・こども家庭課]	・子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを積極的に情報提供し、すべての子育て家庭に必要な情報を得られる体制づくりを進めます。 ・インターネットをはじめとする、広報媒体を活用するとともに、ネットワーク化を図り、子育て関連情報の一元化に努めます。	保育課	・子育て・障害総合支援センター及び各子育て支援センターの子育て相談について積極的に広報します。	継続			継続		
				子育て支援センターの相談件数	3885	A	53,193	地域子育て支援センターの子育て相談について広報をおこなうとともに、気軽に相談できる場を提供した。		58,977
			こども家庭課	・子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」や子どもに関わる情報を登録会員の携帯電話・メール配信する「Kids情報送信サービス」の内容充実を図ります。	継続			継続		
				子育てガイドブック配布冊数	4,000	A	2,394	子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」を市役所・関係機関において配付するとともに、市HPに掲載。		2,561
				Kids情報登録者数（年度末時点）	2,657			子育てに役立つ情報を登録会員の携帯電話等・メール配信する「Kids☆めるまが」を継続実施。		

92	子育て相談事業に関する広報・啓発の強化 [保育課・こども家庭課]	・必要な人が必要なときに相談できるよう相談事業のPRの強化を図ります。	保育課	・子育て・障害総合支援センター及び各子育て支援センターの子育て相談について積極的に広報します。	地域子育て支援センターの子育て相談について広報をおこなうとともに、気軽に相談できる場を提供した。	A	53,193	地域子育て支援センターの子育て相談について広報をおこなうとともに、気軽に相談できる場にする。	58,977
				子育て支援センターの相談件数	3885				
			こども家庭課	・子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」や子どもに関わる情報を登録会員の携帯電話・メール配信する「Kids情報送信サービス」の内容充実を図ります。	子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」を市役所・関係機関において配付するとともに、市HPに掲載。 子育てに役立つ情報を登録会員の携帯電話等・メール配信する「Kids☆めるまが」を継続実施。	A	2,394	子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」を市役所・関係機関において配付するとともに、市HPに掲載。 子育てに役立つ情報を登録会員の携帯電話等・メール配信する「Kids☆めるまが」を継続実施。	2,561
					子育てガイドブック配布冊数	4,000			
		Kids情報登録者数（年度末時点）	2,657						
★32※	基幹型子育て支援センターの運営 [保育課]	・地域における子育て支援の中核施設として、高度な相談機能を有する基幹型子育て支援センターを運営します。 ・本センターにおける機能として、相談業務のほか、地域子育て支援センターなど、相談機関間の連絡調整や子育て情報の一元的提供を実施します。	保育課	・子育て支援機能全体を体系的に整理するとともに、役割分担を明確にして運営します。	保育コーディネーターの養成をはじめ、保育に関する各種研修の開催や子育て情報の一元管理・提供など、保育・子育て支援に従事する側の育成強化を行った。	A	3,497	保育コーディネーターの養成をはじめ、保育に関する各種研修の開催や子育て情報の一元管理・提供など、保育・子育て支援に従事する側の育成強化を図る。	3,497
				実施施設数	1				
【各種相談業務】									
★33※	地域子育て支援センターの運営 [保育課] 目標事業量：地域子育て支援拠点事業実施施設数 平成21年度 ひろば型 2箇所 センター型 10箇所 合計 12箇所 平成26年度 ひろば型 11箇所 センター型 3箇所 合計 14箇所	・子育て不安に対する相談・指導等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ・多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、相談機能の高度化を図り、関係機関との連携をよりいっそう進めます。 ・子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に3歳未満児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供します。 ・子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。 【対象】乳幼児・保護者	保育課	・平成22（2010）年度以降の子育て支援施設の配置について検討します。また、平成23（2011）年度新設予定の保育所へ1箇所併設するとともに、保育所や認定こども園の設置に合わせて、拡充を検討します。	地域バランスを考慮し、地域子育て支援センターの適正な配置を検討する。 また、公立保育所の民営化に伴い、地域子育て支援施設の設置を促進した。	B	53,193	地域バランスを考慮し、地域子育て支援センターの適正な配置を検討する。 また、公立保育所の民営化に伴い、地域子育て支援施設の設置を促進する。 ・私立保育園⇒ひろば型1施設増	58,977
				【目標事業量】 実施施設（ひろば型）	8				
				【目標事業量】 実施施設（センター型）	5				
				延べ利用人数	59,167				

37※	育児相談・育児教室 [こども家庭課]	・市民の身近な場で、育児相談を実施します。 ・母と子の交流と学習を促進する場として、各地域で育児教室を開催します。 【対象】乳幼児・保護者	こども家庭課	・育児不安を軽減するため、相談体制を見直しながら、相談窓口の拡充、内容の充実を図るよう調整を行います。	縮小		A	1,810	地域のニーズ等に応じて、内容を検討し、実施。 育児相談 11箇所、96回 育児教室 9箇所、39回	地域のニーズ等に応じて、内容を検討し、実施予定。 育児相談 7箇所、83回 育児教室 8箇所、52回	1,956
				育児相談参加者数	6316						
				育児教室参加者数	1,053						
44※	心の教育ホームサポーター [青少年育成課]	・学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 ・地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。 【対象】小学生・中学生・保護者	青少年育成課	・問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。	継続		A	7,683	家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に2泊3日の夢・ふれあいロングキャンプを実施した。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)	家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に1泊2日の夢・ふれあいキャンプを実施する。(心の教育総合アドバイザー、ホームサポーター等)	
				児童生徒の支援（訪問、面接、関係機関連携）回数	心の教育総合アドバイザー408回 ホームサポーター70回						
				ロングキャンプ参加人数	8						
★45※	学校生活相談 [青少年育成課]	・不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。 【対象】小学生・中学生・保護者	青少年育成課	・小学校における問題行動の増加を受けて、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。 ・3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。	継続		A	13,997	全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣した。 西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行った。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、相談活動等を行った。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行った。	全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣する。 西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行う。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、「不登校親の会」（相談活動等を行う）。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行う。	
				メンタルアドバイザー配置中学校数	14						
				適応指導教室設置箇所	3						
				不登校児童生徒数	137						

93	児童青少年総合相談室の充実 [青少年育成課]	- 児童青少年総合相談室における教育相談、カウンセラーによる相談、子育て相談及び子育て講座の充実を図ります。 - 補導指導員による補導指導活動及び相談活動の充実を図ります。 【対象】乳幼児・小学生・中学生・高校生・保護者	青少年育成課	児童青少年総合相談室における教育相談機能及び補導指導員による補導指導活動及び相談活動の充実を図ります。	児童青少年総合相談室における教育相談、子育て相談及び子育て講座、カウンセラー、児童厚生員による相談、なお巡回教育相談は原則、児童青少年相談室で実施した。 補導指導員が児童青少年センターを拠点に、街頭補導活動実施。毎月第1火曜日に連絡協議会を開催した。	A	7,568	児童青少年総合相談室における教育相談、子育て相談及び子育て講座、カウンセラー、児童厚生員による相談、なお巡回教育相談は原則、児童青少年相談室で実施する。 補導指導員が児童青少年センターを拠点に、街頭補導活動実施。毎月第1火曜日に連絡協議会を開催する。	7,946
				週あたりの教育相談日数	6				
				月当たりの巡回相談日数	-				
				補導指導員人数	8				
94	家庭児童相談室 [こども家庭課]	家庭相談員が子育てや家庭内の人間関係や家庭に関する問題、児童虐待、DV（配偶者からの暴力）などの相談に対応します。 【対象】保護者	こども家庭課	窓口や広報等で周知の徹底を図るとともに、健診事後教室などに派遣し、支援を必要とする家庭の支援を実施します。	- 児童虐待やDV相談、育成相談等児童と家庭に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を通じて、支援を実施。 - 子育て・障害総合支援センター（はあとふる）において、週3日相談業務を実施。	A	10,682	- 児童虐待やDV相談、育成相談等児童と家庭に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を通じて、支援を実施。 - 子育て・障害総合支援センター（はあとふる）において、週3日相談業務を実施。	10,834
				相談件数	545				

(5) 子育て支援のネットワークづくり

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、個人・サークル・関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針		事業費(千円)	実施方針		事業費(千円)
					取組内容	評価		取組内容	評価	
95	子育てサークル・ボランティアのネットワークづくり [保育課]	つどいの広場など、子育てに対する負担感の緩和、仲間づくりなどに取り組む場を活用して、子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	保育課	- 地域子育て支援センターを中心にグループ作りの支援を行います。 - 基幹型子育て支援センターを中心に子育てサークルの研修会を開催するとともに、自主的な子育てサークル交流会の開催や活動に対して側面的支援を行います。	継続		3,497	継続		3,497
				子育てサークル登録数	48	A				

96	子育て支援のネットワークの形成 [保育課]	・大学との緊密な連携のもと、「子育て支援連絡協議会」を運営し、市全体をつつむ子育て支援ネットワークの形成を目指します。 ・本協議会の活動を通して、基幹型子育て支援センターをはじめとした子育て支援関連機関が連携強化を図るとともに、子育て支援のネットワークの専門性を高め相談機能の高度化を図るため、保育士等の資質向上に取り組めます。	保育課	・子育て支援連絡協議会、基幹型子育て支援センターを軸として、引き続き関係機関の連携強化に努めます。	保育コーディネーターの養成や子育て支援者会議の開催など、基幹型子育て支援センターを起点とした子育て支援のネットワークの形成に取り組んだ。	A	3,497	保育コーディネーターの養成や子育て支援者会議の開催など、基幹型子育て支援センターを起点とした子育て支援のネットワークの形成に取り組む。	3,497
				子育てサークル登録数	48				
★42※	学校支援地域本部事業 [青少年育成課]	・地域全体で学校教育を支援する体制づくりをモデル事業を通して検証していきます。	青少年育成課	・モデル事業の成果と課題を検証し、これまで取り組んできた学校支援ボランティアの個々の取り組みの充実を図っていきます。	モデル事業としての取組はH22年度で終了。本モデル事業の成果は、「放課後子ども教室推進事業」の取り組みに活かしていく。		-		
				登録ボランティア数					
★65※	市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金 [地域政策課]	・市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金を通じて、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 （初期活動支援） 設立3年未満の団体が、まちづくり活動を始めたり、活動を基盤に乗せるための支援。 （地域活動発展支援） 既に一定のまちづくり活動の実績を持つ団体が、新規事業や既存事業の拡充に着手するための支援。 （学生のまちづくり支援） 東広島市内の大学に在学中の学生が行うまちづくり活動に対する支援。 （ひとづくり支援） まちづくり活動を行っている団体やその団体の地域での活動に役に立つ研修や視察等に行くための支援。	地域政策課	・補助事業を継続して行うとともに、活動内容を広く一般に公開し、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。	多様な市民協働の担い手による取組みを公募し、審査会において5つの着眼点から、より優秀な活動に対して、助成を行った。	A	4,656	多様な市民協働の担い手による取組みを公募し、審査会において5つの着眼点から、より優秀な活動に対して、助成を行う。	6,000
				助成団体数	22				
★66※	市民活動情報サイト [地域政策課]	・市民活動団体等の活動情報が集まる場として広く開放する市民活動情報サイトを開設するとともに、地域活動拠点へのパソコンの配備、ICT学生支援隊によるパソコン操作指導を実施します。	地域政策課	・市民活動団体の活動情報が集まる場として広く開放するもので、活動情報の登録を広く呼びかけ、情報が集まり、共有、交換できる場となるよう、団体の加入促進に努めます。	市民へ広報等を活用し広くサイトへの登録を呼びかけるとともに、ICT学生支援隊による操作説明会を各地域で開催し、登録団体の増加を図った。さらに平成24年度には、市民活動情報サイトにコンテンツを追加し、情報発信力を強化した。	B	1,418	市民へ広報等を活用し広くサイトへの登録を呼びかけるとともに、ICT学生支援隊による講座等を通し、市民のICT活用技術の向上に努める。	1,536
				登録団体数	179				

(6) 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針			実施方針		
					取組内容	評価	事業費(千円)	取組内容	評価	事業費(千円)
				指 標	実績値			実績値		
★10※	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課]	・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点にたった制度・慣行の見直しを図られ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。	人権推進課	・家庭生活等における男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会やセミナーなどを通じて啓発に努めます。	男女共同参画のまちづくり講演会などの各種講演会を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開設した。	A	1,237	男女共同参画のまちづくり講座などの各種講座を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開設する。		1,119
				広報紙への特集記事の掲載回数（年度）	1					
				講演会、セミナーの開催回数	14					
				講演会、セミナーなどの参加人数	1266					
				男女共同参画に関する図書コーナーの設置館数	4					
			産業振興課	・国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。	B	135	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進する。		291
				女性対象就職支援セミナー参加人数	23					
				セミナー、講演会の参加者数	52					
			職員課	・事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。	特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行った。	B	-	特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行います。		-
				部分休業取得者数	21					
				育児短時間勤務職員数	20					

(7) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭を含むすべての地域の人が快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H24			H25		
					実施方針			実施方針		
					取組内容	評価	事業費(千円)	取組内容	評価	事業費(千円)
				指 標	実績値			実績値		
97	東広島市移動円滑化基本構想 [都市計画課]	・駅（八本松駅、西条駅、西高屋駅）を中心とした重点整備地区内における駅、道路等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課	・西条駅（自由通路、駅舎橋上化、北側駅前広場整備）、バス車両、道路のバリアフリー化を推進します。	西条駅南北線（自由通路）の整備及びJR駅舎橋上化、北側駅前広場整備	A	1,094,616	西条駅南北線（自由通路）の整備及びJR駅舎橋上化、北側駅前広場整備		851,024
				-	-					
				-	-					
98	子育て、子育てバリアフリーの推進 [こども家庭課]	・公共施設等への授乳施設の設置など、子育て支援施設の充実を推進するとともに、意識面等においても子どもがのびのびと育っていく環境づくりに向けた意識啓発・普及を図ります。	こども家庭課	・子育て支援施設の充実の推進及び子育てバリアフリーに関する意識啓発・普及について、関係機関とともに広がりのある啓発活動を図っていくことができるよう検討していきます。	・子育て支援施設の充実の推進及び子育てバリアフリーに関する意識啓発・普及について、関係機関とともに普及・啓発を図った。	B	-	・子育て支援施設の充実の推進及び子育てバリアフリーに関する意識啓発・普及について、関係機関とともに普及・啓発を図る。		-
				意識啓発・普及の推進	-					
				-	-					
99	子育て世代向け住宅の賃貸（ひだまりハウス） [保育課]	・15歳以下の子どもがいる家庭に対し義務教育終了時まで、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住の促進を図るため、良質な賃貸住宅を提供します。	保育課	・義務教育終了までの児童のいる子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することにより、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住促進を図り、地域の活性化と福祉増進を推進します。	15歳以下の子どもがいる家庭に対し、その子が18歳到達後まで、引き続き良質な賃貸住宅を提供するとともに、空室解消に努めた。	C	7,449	15歳以下の子どもがいる家庭に対し、その子が18歳到達後まで、引き続き良質な賃貸住宅を提供するとともに、空室解消に努める。		8,664
				平均入居戸数	6					
				-	-					
100	安全教育の推進 [青少年育成課・指導課]	・各小中学校において、児童を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室や犯罪防止教室を開催します。	青少年育成課	・子どもたち一人ひとりの安全・安心を守るために、非行防止教室や防犯教室をスクールガード・リーダーや安全ボランティア等との連携のもと、全小・中学校および全幼稚園において継続的に推進していきます。	非行防止教室・防犯教室・施設安全点検等を全小中学校で実施した。中学校区での対応。安全ボランティアとの連携など地域の安全意識の高揚を図った。	A	364	非行防止教室・防犯教室・施設安全点検等を全小中学校で実施する。中学校区での対応。安全ボランティアとの連携など地域の安全意識の高揚を図る。		455
				犯罪防止教室等の実施学校数	49					
			指導課	・各学校の主要行事の1つとして、交通安全教室を全学校で実施します。	児童生徒の安全指導の充実を図るために、交通安全教室を実施した。	A	0	児童生徒の安全指導の充実を図るために、交通安全教室を実施する。		0
				教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室の実施校	49					
				-	-					

101	交通安全運動 [危機管理課]	・交通安全の年間重点の実現に向けた推進事項を効果的に推進し、市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。	危機管理課	・幅広い団体と連携を図りながら、有効な交通安全運動活動を実施し、安全で安心できる交通社会を目指します。	継続		431	継続		320
				交通事故死亡者数	7	A			春・夏・秋・年末の各交通安全運動期間中に出発式及び市内2～4箇所で啓発活動を実施し、チラシ・啓発物品を配布する。	
				交通事故発生件数	1097					
102	交通安全教室 [危機管理課]	・通学時の歩行や自転車の乗り方などについて啓発をするため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所や自治会等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣します。	危機管理課	・全市的にニーズに応じた効果的な指導を継続して実施します。	継続		526	継続		268
				交通安全教室開催回数	69	A			要望のあった保育所・幼稚園・小・中学校などに交通指導員を派遣し、交通安全教室を開催した。	
				交通安全教室参加数	8029					
103	防犯灯の設置 [危機管理課]	・防犯灯の明かりにより、犯罪を未然に防止するとともに、夕暮れ時や日没後に道路通行者の安全を確保するため、設置基準に基づき、地元要望に応え整備を進めます。	危機管理課	・市民が安全・安心を実感できる犯罪の起こりにくい環境づくりを目指し、整備を進めます。	拡充		1,605	継続		4,342
				設置基数	96	A			設置基準を『隣接する市の防犯灯から100m以上離れており、自動点滅器内蔵型のLEDタイプの防犯灯』とし、設置費補助金・通学路整備・特定防衛施設周辺整備調整交付金の3つの事業により整備した。	
104	子どもの安全確保 [青少年育成課]	・防犯ブザー、防犯マップ、子ども110番の家、自主的パトロール用グッズの活用等を通して、子どもたちの安全確保を積極的に進めるとともに、地域で子どもたちを守るという意識を高めます。	青少年育成課	・子どもたち一人ひとりの安全・安心を守るために、継続的に推進します。	継続		671	継続		699
				学校安全ボランティア登録数(約)	7400	B			子ども安全対策会議を中心に、不審者等の犯罪から子どもたちを守る取り組みの充実を図る。 学校安全ボランティア登録(目標登録人数：H28年度までに1万人)を広く呼びかけ、地域で子どもたちを守る意識の高揚を図る。 学校安全ボランティア講習会を年2回実施し、見守り活動の充実を図る。	
				不審者出没情報件数	30					
105	通学路の安全確保 [教育総務課]	・通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	教育総務課	・通学路の安全確保について、今後とも学校や関係諸機関との連携を密にし、継続的に推進します。	継続		-	継続		-
				改善要望件数	165	A			「通学路安全検討会議」及び「危険箇所の合同点検」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	